

令和3年第2回東大和市議会厚生文教委員会記録

令和3年3月4日（木曜日）

出席委員（6名）

委員長	実川圭子君	副委員長	木戸岡秀彦君
委員	上林真佐恵君	委員	中村庄一郎君
委員	森田博之君	委員	大川元君

欠席委員（なし）

委員外議員（5名）

議長	中間建二君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	14番	和地仁美君
22番	中野志乃夫君		

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（11名）

副市長	小島昇公君	教育長	真如昌美君
企画財政部長	田代雄己君	市民部長	村上敏彰君
福祉部長	田口茂夫君	福祉部参事	伊野宮崇君
社会教育部長	小俣学君	公共施設等 マネジメント課長	遠藤和夫君
保険年金課長	岩野秀夫君	福祉部副参事	石嶋洋平君
中央図書館長	當摩弘君		

会議に付した案件

- (1) 第10号議案 東大和市立図書館条例の一部を改正する条例
- (2) 第12号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例
- (3) 第16号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

午前 9時30分 開議

○委員長（実川圭子君） ただいまから令和3年第2回東大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染防止のため、3密を避け、広い空間を取る必要がございますことから、本日もこの全員協議会室において審査等をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（実川圭子君） 初めに、第10号議案 東大和市立図書館条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議におきまして提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（上林真佐恵君） それでは、何点か伺います。

本条例改正案ですけれども、指定管理者制度導入を可能にするものだというふうに思いますので、基本的なことも幾つか伺いたいですけれども、まず、公立図書館の役割とは何か、当市の公立図書館がこれまでどのように発展してきたと市がどのように認識をしているのか伺います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 公立図書館の役割についてでございますが、公立図書館の役割につきましては、様々な表現がされてはおりますが、文部科学省から出されております図書館の設置及び運営上の望ましい基準の趣旨に規定されておりますように、図書館法第3条、図書館方針になりますが、こちらに掲げられている事項等の図書館サービスの充実に努めなければならない、こちらが役割としてうたわれてるものとなります。

これまでの図書館の歩みであります、こういった図書館方針の規定に基づいて適切なサービスを展開できていたというふうに認識しております。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 公立図書館の役割といったときに、まず住民の知る権利、知る自由ですね、そういうものを保障して、そのために必要な資料や情報を提供するという、そういう大切な役割があるというふうに思っています。

もちろんただ本を借りるというだけではなくて、住民の自由と権利を保障するために住民自身がそういう自由と権利を自覚するためにも、そういう必要な情報とか知識を得ることを保障するというのが公立図書館であって、また民主主義を支える重要な役割も担ってるというふうに考えます。

当市の公立図書館ですけれども、蔵書数ですとかレファレンスなどでも全国でも高い水準を維持してきたというふうに思います。学校の連携ですとかそういうことも行ってきたと思うんですけれども、その点の御認識をもう一度伺いたいと思います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 市民の知る権利を確保するという意味では、こういった規定に基づいてできる限りの努力をしてきたところでございます。

市民からの御意見につきましても、おおむね良好な回答をいただいておりますので、その点では、先ほど申しましたとおり、適切なサービスができてきているのかなという認識でございます。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 非常に今まで東大和市の公立図書館、すばらしい発展を遂げてきたというふうに私も思います。

それから、こうした図書館の役割を果たすために、図書館職員にはどのようなスキルが求められるのか、そ

の点についてお伺いします。

○中央図書館長（當摩 弘君） 図書館職員につきましては、適切なレファレンス等が、サービスを提供できるように、日々努力をしております、全員が図書館司書の資格を持っているわけではありませんが、配属された職員には現場での研修等、あるいは実際に市民等の対応を通してスキルアップを図っているところでございます。

市民の皆様からの職員に対する評価につきましても、おおむね良好な評価をいただいております、そのように認識しております。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 図書館に来る利用者の方は、この本を借りようって来てる人もいるけれども、漠然とした興味の中でこういうこと調べたいんだけどみたいなのもいるわけで、そういう方に対してこういう本がいいですよとか、そういうアドバイスを行ったりとか、本当に図書館、あと蔵書ですね。市内になければほかのところと連携して借りるとか、そういう非常に所蔵資料を把握してることとはもちろんですけども、その地域の事情にも精通して、歴史を知りたいとかという方もいらっしゃると思いますので、非常に専門的な知識とあと経験の蓄積を持った職員というのが必要だというふうに思うんですけども、その点について御認識を伺いたいと思います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 市民の方へのレファレンスについてであります、様々なレファレンスの要望ございますが、基本的には中央図書館が資料等の蔵書数でも圧倒的に多いものがありますので、通常の端末等で確認できないような問合せにつきましては、中央図書館が基点となりまして適切なサービスを提供できるように努力しているところであります。

あと、基本となる地域資料につきましても、日頃から収集に努めておるところでありまして、こういった資料につきましては、レファレンスの充実という点では非常に大切なものになりますので、今後も努めて地域資料等は収集していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 今回のこの指定管理者導入に関しては、市の図書館協議会が平成30年に市の諮問に対して直営のまま地区館の開館日、開館時間の見直しを図るということを求める答申を出したんですけども、それにもかかわらず指定管理者制度を導入という、そういう決定に至った経緯とその必要性についてお伺いします。

○中央図書館長（當摩 弘君） 経緯につきましては、平成15年、地方自治法の一部改正がありまして、公の施設の管理運営に係るあり方検討委員会を庁内に組織してまして、全ての公の施設について、その管理運営を点検し、民間事業者との役割として、当該施設に指定管理者制度を導入するか、あるいは直営とするかどうかの検討が始まりました。

一方、市立図書館につきましては、かねてから清原図書館の休館日を減らすなどのサービスの拡充を求める市民等からの要望等が寄せられておりましたが、なかなかこれを実現することができないという状況にありました。

そうした中で、平成28年8月に地区図書館の指定管理者制度の導入により地区図書館における休館日の縮減及び開館時間の延長を行い、市民サービスの拡大を図るというようなあり方検討委員会の検討結果が報告されました。

そして、その報告を受けられた市長から、地区図書館への指定管理者制度の導入の検討について教育長に依頼があり、図書館において平成28年10月に図書館協議会のほうへ地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しについての諮問を行い、具体的な検討を始めてまいりました。

さらに、図書館協議会から平成30年2月に答申をいただき、見直し案に対して、その後約2年間をかけまして直営による場合と指定管理者制度を導入した場合について図書館のほうで検討してまいりました。そして、平成31年3月に、開館日等の拡充には指定管理者制度の導入が有効であるとの教育委員会としての検討結果を出させていただきました。

そして、令和2年度では、さらに指定管理者制度の導入の準備を進めまして、令和3年第1回市議会定例会に本条例の一部を改正する条例について議案を提出させていただいたものであります。

こうした長い間の検討の結果の中で、地区図書館の運営には指定管理者制度が有効であるというような判断をさせていただいたということでございます。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 経緯について分かりました。

必要性について、図書館協議会がこういう答申を出したにもかかわらずやるというところにやっぱり納得できるだけの必要性、どうしてもこうじゃなきゃ、指定管理じゃなきゃいけないって、そういうやっぱり必要性が必要、納得できるものが必要だというふうに思うんですけども、そこをもうちょっと明快にというか、教えていただきたいと思うんですが。

○中央図書館長（當摩 弘君） 今回の検討に当たりましては、図書館協議会からの答申をいただきましたが、図書館の職員全体を含めまして業務全体の洗い出しとか、あと今後の課題なども全部整理した中で対応を検討してきた、そういう経緯がございます。そうしたことの積み重ねの中で出させていただいた検討結果ということになります。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） それから、図書館協議会の答申を読みますと、指定管理者制度の導入のメリットとして、開館日、開館時間の拡大以外には見当たらないという指摘もあるんですけども、例えばこれまで、先ほども話あったような、当市の図書館が発展させてきた事業がどのように拡充されていくのか伺います。

例えば条例案、これ見ますと、改正案見ますと、もともと運営規則にあったものが条例のほうに事業が載っかってるんですけども、もともと9事業あったものが6つになっているんですね。そのあたり、どうしてこういうふうになっているのか伺います。

○中央図書館長（當摩 弘君） まず、開館日、開館時間の拡大以外のサービスの点についてであります。今回事業者の選定に当たりましては、プロポーザル方式を検討しておりまして、その経過を経ませんと事業者からどのような提案があるかというのは確定しませんので、その意味では、はっきりしたこういうサービスが提供できますという回答といえますでしょうか、御説明はできていないという状況です。

それから、第3条の事業の9項目あったものが6項目にまとめられているという点ですが、こちらにつきましては、事業内容を規則から条例に移行するに当たり、図書館の事業内容は多岐にわたっているということもありまして、あまり細かな内容までを条例に規定せずに整理をさせていただいたものであります。

ただし、削除いたしました項目につきましても、第6号のほうに規定しております、「前各号に掲げるもののほか、図書館の目的達成のために必要な事業」、こちらのほうを適用しまして、これまで同様に様々な事業

を実施することになると考えております。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） このまとめたということですがけれども、例えばなくなってる事業を見ると、読書会、研究……明文化されなくなってる事業ということですね、で見ると、読書会、研究会、講演会というものですとか、あと図書館法その他読書資料の発行及び頒布、それから資料の総合貸借ですとかね、そういうものが…ごめんなさい、そうですね。それから、他の図書館、学校とか公民館との連携及び協力というようなことが今までは明文化されていたものが……ごめんなさい。今の学校のところは、ごめんなさい、ありました。読書会とかそういうところですね。

今まで明文化されていたものがなくなっているというのは、やっぱりこれで図書館サービスの拡充が図れるのか。これまで維持、発展してきた図書館の事業が保障されるのかということと、やっぱり明文化されなくなるというのは弱まってしまふのかなというふうに思うわけなんですけれども、少なくともこれはきちんと9つ今までであったものは載せておくべきではないかと思うんですが、その点の御認識を伺います。

○社会教育部長（小俣 学君） 課長からも答弁ございましたが、今回条例に規則から移行するということになりますので、内容を整理させてもらったということになります。

規則のままであればこのままだったということも考えられますけども、やはりこれまで条例のほうは簡潔であったと、そういう考え方がございましたので、条例のほうに移行するときにもやっぱり整理をしてこのような形で6項目にさせていただいたと。

6項目になったからといって、今までありました削除したものができなくなるとか、そういうことは一切ありません。同様に引き続き第6号のほうで対応してやってくことは十分可能でございますので、今回の件は条例化に伴って整理をしたと、そちらで進めてきたということでございます。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） もちろん最後のところで図書館の目的達成のために必要な事業というのはありますので、もちろんこれで削除されるというふうには思いませんけれども、やっぱり今まで明文化されてたものがなくなる、まとめたということは、優先順位的に低かったのかなというふうにも捉えられますし、ここはきちんと明文化するってことを要求したいと思います。

それから、指定期間ですけども、当市の指定期間、大体5年ではないかなというふうに思いますけれども、その点の確認と、それから、この指定期間終了後、同じ指定管理者になるという保証はないと思いますので、短期間の契約でこれまでお話のあったような公立図書館業務の継続性や図書館職員に求められる専門性が維持できるのか、その点の御認識を伺います。

○中央図書館長（當摩 弘君） まず、指定期間の関係であります、現在は5年を予定しております。

それから、指定期間終了後の業務の継続性等につきましては、指定管理者の更新につきましては、更新を可能とはしておりますが、同じ指定管理者になるかどうかは分かりません。ただし、その時点で最もふさわしい指定管理者が選定されることとなります。

また、業務の継続性につきましても、地区館の業務内容で考えた場合には大きな支障はないものというふうには認識しております。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） もちろん5年間で、その間指定管理者の評価をしてということだと思っておりますので、基

本はやっぱり5年になるというふうに考えると、その短期間の契約で地域に精通して専門的な知識や経験の蓄積を重ねていくというのは非常に困難だというふうに思います。

地区館だからいいということではなくて、図書館職員にそうした求められる役割きちんと果たしていく必要があるというふうに思います。

それから、図書館無料の原則がありますから、指定管理者が利益を上げるためには一般的に人件費を削らざるを得ないというふうに言われていますけれども、人件費が削られれば、そこで働く職員の方は非正規化が進みますし、低待遇の職員が増える可能性があるというふうに思います。他市の事例でもそうしたことが指摘されています。

こうした不安定な雇用で、また低待遇って中では、やはり職員も定着しづらいと思いますし、先ほど来申し上げてるような図書館業務に必要な専門性維持して向上していくというのは非常に困難だというふうに思うんですけども、市としてどのように職員の労働条件を守っていくのか、その点お伺いします。

○中央図書館長（當摩 弘君） 地区館におけます指定管理委託料につきましては、人件費が多くを占めており、また現状におきましても非正規職員の割合が半数以上を占めております。

しかし、非正規職員であっても図書館業務の大きな担い手となっております、非正規職員であることをもって技術力が不足してるとは言い切れないのではないかと考えております。

また、雇用条件につきましても、それぞれの事情により正規職員の採用、あるいは非正規職員の採用の選択がなされているというふうに考えております。

また、雇用条件につきましては、年々改善されておまして、職員研修等も実施を求めてまいりますので、技術面につきましても向上が図られるものというふうに考えております。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） もちろん非正規の方であっても一生懸命高い理念を持って、皆さんやっていただいているというのは、もちろん私もそのように思うんですけども、ただ指定管理者の契約自体が5年であるということですか、また待遇がやっぱり低い、また雇用が不安定、人によっては1年間とかで契約が変わるとかという中で、その専門性を維持していくというのが非常に困難であるというふうに私はここで指摘をさせていただきます。

それから、やはり働いている職員さんに対して、その方が一生懸命やってくれるってことはあるにしても、やはりそういう方に対して十分な労働条件が保障されないという、そうした可能性が残っていることはやっぱり指定管理者制度の大きな問題だというふうに思うんですけども、この問題への対処として、やはり契約条件として労働法規をきちんと守ることを求めるということとか、それから指定管理者選定するときに労働条件をきちんと評価対象に含めるということですか、それから職員の定着率をチェックするなど、そういうことが求められると思うんですけども、このあたり、市として具体的にどのような取組を行うのか伺います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 労働条件につきましては、仕様書のほうに関係法令等の遵守という項目を設けて、地区館職員の雇用及び配置に当たっては労働基準法、労働安全衛生法等の諸法令を遵守することを記載してまいります。

それから、評価の対象に含めるかどうかという点でございますが、こちらのほうも考慮していくというような考え方をしております。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） そこは市としてしっかりとチェックをしていくという、労働条件を守っていくという、そういう認識を明確に示して、考慮ということではなくて、きちんと約束していただきたいと思うんですが、御認識を伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 公共施設等マネジメント課では、毎年度、指定管理者を導入しております指定管理者に対しまして、毎年度、労働条件などの諸事例に関しまして、アンケートを通じて指定管理者の労働条件等の諸事例についての対応を把握しております。

この労働諸法制の違反があった場合についてのそれぞれの対応等についても把握をさせていただくことを行っておりますので、同様にこの業務については続けていきたいと考えております。

以上であります。

○委員（上林真佐恵君） それから、図書館ですけれども、大変利用者のプライバシーに関わるような情報をたくさん扱いますので、個人情報の管理、どのように行っていくのか伺います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 個人情報の保護につきましては、個人情報保護条例第11条のほうに受託者等の責務という規定がございます、こちらによりまして指定管理中である場合、あとは指定管理者で従事したい者につきましても適用の対象というふうにしてございます。

同条例の中に罰則規定も適用がありますので、こちらも対象となっております。

あとは協定書等の取り交わしの中でその辺を明記していくということで、条例の中にも協定書の締結について規定しておりますので、その協定書の中で取り交わしをしていきたいというふうを考えております。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 公務員であれば、生涯にわたって守秘義務がありますけれども、契約期間が短いような非正規雇用の方も多くいらっしゃると思いますので、そうした方にそういう重い責任を課すのかということころだと思うんです。

図書館の本を読むということは、憲法が保障する思想、良心の自由、表現の自由を構成する、内面の自由に属するというので、利用者の生活や志向だとか仕事に関わることだけでなく、思想、信条という部分に大きく関わると思いますので、図書館の職員は政治的中立を貫くことも大事ですし、例えば不当な検問などからも利用者を守る責任があると思うんですね。

こうした重い責任を短期間契約の労働者に負わせられるのかということころだと思うんですけれども、その点、御認識を再度伺います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 繰り返しになりますが、個人情報保護条例等で規定をされてるということですので、あと事業者に対してはプライバシーマークの取得を要求していきますので、そういった面では事業者の責任として雇用中の職員、あるいは雇用から離れた職員に対しても適切な管理をしていただけるものというふうを考えております。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） そういう法律で縛るといのは分かったんですけども、そういうことを重い責任を課していいのかという質疑だったんですけども、ちょっとそれについてはまたお尋ねしたいと思います。

それから、今回の改正案ですけれども、地区館への指定管理者制度導入を可能にするものですが、中央館への導入の検討はどうなっているのか伺います。

○中央図書館長（當摩 弘君） すみません、答弁漏れがありました。

短期労働者に重い責任を持たせてよろしいのかという御質疑ですが、こちらにつきましては、業務として携わる以上、その責任はしっかり守っていただきたいという認識でございます。

それから、中央図書館のほうへの指定管理者の導入の検討についてでございますが、こちらにはまだ検討してございません。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 今御答弁ありましたので、やはり図書館の役割とか図書館職員の果たす責任とかってこと、今まで話しましたが、やっぱりそういうことをきちっとやっていくには、私は直営で運営するという、それしかないのかなというふうに思います。

それから、中央館への指定管理者制度の導入ですけれども、まだ今検討されてはいないということですが、ということは、中央館にも今後指定管理者制度導入するという可能性は捨て切れないということだと思うんですが、その点について御認識を伺います。

○社会教育部長（小俣 学君） 中央館への指定管理者制度の導入につきましては、検討はまだしていませんけれども、今回地区館のほうへの導入をした後、その評価とか評判とか様々モニタリングなどもしながら進めていくわけでございます。そういう先に中央はどうするかということが出てまいりますので、現段階で言及することはできません。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） そうすると、今の御答弁だと、中央館にも導入するという検討はこれから地区館の評価を見ながら、そういうことを視野に入れるのかなと。地区館には絶対入れないというよりは入れるってことも視野に入れて検討するのかなというふうに理解をしました。

それから、指定管理者をどのように、先ほどの労働条件とかというのも含めて、どのように評価をしていくのかという点で、少なくとも第三者委員会など設置して評価を行うべきだというふうに思うんですが、その点の御認識を伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） ただいまの指定管理者の評価についてであります。

現在市で行っておりますモニタリングの方法であります。指定管理者制度を導入しております施設の指定管理者につきましては、毎年度モニタリング評価を実施しております。このモニタリング評価の実施主体であります。副市長並びに関係部長で構成いたしました指定管理者選定委員会です。現時点では第三者ではなく内部の組織によりモニタリング評価を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） やはり公立図書館の果たすべき役割を考えたときに、きちんと第三者の評価というのは必要だと思いますので、要求はしておきます。

それから、利用者アンケート、答申の際に行ってると思うんですが、そうしたアンケートですとか、昨年行われたパブリックコメントなんかを見ても、指定管理者制度の導入に対しては懸念の声ですとか明確に反対という声が多く見られたわけですが、市民との議論、どのように行ってきた中で今回の決定に至ったのか伺います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 市民との議論という御質疑でございますが、こちらにつきましては、図書館に関わる団体の方から2回ほど面談といたしましうか、打合せの機会をいただいております。その際、自由な質問をいただきまして、その場での回答をさせていただいております。

それと、利用者アンケートとパブリックコメントの関係でございますが、これ様々御意見がございまして、やはり開館日、開館時間等の拡大を求める御意見というのも多数いただいておりますので、そういった様々な御意見を勘案した中で今回の見直し案を提案させていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（実川圭子君） ここで5分間休憩いたします。

午前10時 1分 休憩

午前10時 5分 開議

○委員長（実川圭子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（上林真佐恵君） 協議会の答申に対してもそうですけれども、多くの懸念や反対意見が見られる中で、市が市民の皆さんと十分に議論を尽くして市民の納得が得られたというふうには、なっていないのではないかなというふうに思いますので、そういう中でこういう重い決断を下すべきでなかったということを申し上げておきたいと思います。

こちら意見ですので、答弁は結構です。

以上です。

○委員（木戸岡秀彦君） それでは、質疑をさせていただきます。

今回の条例改正ですけれども、今までの図書館業務をどのように変えていく考えなのか。また、それによって市民サービスはどのようになっていくのか、改めて確認をさせていただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○中央図書館長（當摩 弘君） 図書館業務の内容につきましては、基本的に現状のサービス内容の維持を考えておりますが、市民サービスの基本である図書館の利用時間を拡大できることは大きなメリットであるというふうに考えております。

細かい内容になりますが、新聞を読む機会が増えたりですとか、CDなど窓口へ直接返却しなければならない資料等の利用の機会が増えたりもしますので、図書館がより身近な存在になるものと期待しております。

また、指定管理者という別の事業者が運営に参加することで、直営である中央館との間で業務内容や接遇面などで競争意識が芽生え相乗効果も期待できるものと考えております。

さらに、事業者の選定段階を経まないと具体的な内容につきましてはお示しできませんが、民間のノウハウを活用した企画ですとか提案も期待できるものと考えております。

以上です。

○委員（木戸岡秀彦君） 今基本的には現状のサービスの内容の維持というお話がありましたけれども、様々お聞きしましたけれども、サービスの向上にぜひ努めていただきたいと思います。

続いて、地区館への指定管理者制度を導入した他の自治体の事例はどのようなものがあるのか、お伺いをいたします。

○中央図書館長（當摩 弘君） 地区館に指定管理者制度を導入した事例としましては、近隣市では立川市、東久留米市、武蔵野市、所沢市がございまして、運営の状況につきましては、各市とも順調な運営がされており、特に接遇につきましては市民の評価も高いというふうになっております。

以上です。

○委員（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

続きまして、先ほどモニタリングの方法ということで先ほど答弁がございましたけども、指定管理者の業務内容をモニタリングするという事は、市の図書館事業を過不足なく行わせるために重要であると思います。その方法と実施主体、またモニタリング結果のフィードバックなど、PDCAサイクルの在り方についてはどのようにしていくのか、お伺いをいたします。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） それでは、モニタリングの方法につきましては、現在取り組んでおります方法等について御紹介し、御答弁させていただきたいと思っております。

モニタリングの方法といたしましては、現在指定管理者制度を導入しております施設の指定管理者について、毎年度モニタリング評価を実施している状況であります。地区図書館につきましても、このモニタリング評価は今後も毎年度実施しておく必要があると考えております。

実施主体は、先ほども御答弁させていただきましたが、副市長並びに関係部長で構成いたしました指定管理者選定委員会であります。

指定管理者選定委員会におけますモニタリングの評価といたしましては、年次計画書、事業報告書などの資料の内容確認を踏まえて、施設の視察及び指定管理者に対するヒアリングを行い、日頃の運営の状況、職員の待遇などを確認し、計画書に沿った事業が実施されているかなどを点検し、指定管理者に対する改善点や要望を伝えております。また、別途、施設の所管課より、日頃の課題や実績に対する評価などの意見を聞き取っております。

この一連のモニタリングを通じまして、サービスの提供、施設の管理、歳入歳出という大きく3つの項目について指定管理者を評価いたします。

このモニタリング評価は、指定管理者によります公共サービスの履行について、選定時点の提案内容や年次計画書等に従い、適正かつ確実なサービスの提供の確保がなされているかどうかを確認する重要な手段であります。

指定管理者は、モニタリング評価の結果を踏まえ、業務の改善等を行うことにつながります。これにより指定管理者により提供される公共サービスの水準を維持してまいりたいと考えております。

以上であります。

○委員（木戸岡秀彦君） このモニタリングというのは、本当に大変重要なことだと思います。

そこで、指定管理者との今後意思疎通の場というのをどういうふうに設けて実施をしていくのか、お伺いをしたいと思います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 指定管理者との意思疎通の件でございますが、指定管理者とは例月の館長会議等のほか、共同で実施する行事等の打合せは随時行っていく予定にしております。

また、図書館協議会等への出席につきましても、市側の求めに応じて出席していただくことを可能にしております。また、そのほか選書や除籍の際などにも意思疎通が必要な機会はあると考えております。

また、指定管理者には毎月の業務及び経理の状況等、毎年事業年度終了後に事業報告書の提出を条例に定めて求めていますので、このような対応を取って意思疎通を図っていきいたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（木戸岡秀彦君） 今回の指定管理者制度の導入による行政のコスト面を含めた効果はどのようなものがあるのか、お伺いしたいと思います。

○中央図書館長（當摩 弘君） コスト面につきましては、小規模な地区館の運営に関わる経費を基に指定管理委託料を支払うこととなりますので、コストの削減という点ではなく、同等の経費でいかにサービスの拡大を図れるか、そういう視点で考えております。

また、繰り返しにはなりますが、事業者の選定段階を経まないと具体的な内容はお示しできませんが、民間のノウハウを活用し、企画や提案により行政コストの縮減ですとか新規サービスの実施につきましても期待をしているところでございます。

以上です。

○委員（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

この指定管理者制度に関しては、やはり民間のノウハウを活用した企画・提案が十分できるということで、私も様々指定管理に関しての様々な自治体を見てきましたけれども、そういった意味ではサービスの向上につながっているのではないかなと私は思います。これは意見です。

以上です。

○委員（中村庄一郎君） ありがとうございます。

今回は条例の一部を改正する条例ということでございますので、私のほうからは一部改正の条例の内容について幾つか質問したいと思います。

まず、令和4年4月の施行分の条例第3条、事業の規定で、第5号において運営規定にあった文庫の文言が条例に移行後は削除されている理由は何でしょうか。

また、削除したことにより、文庫との連絡及び協力体制に関することは今後どのようなものか、お聞きしたいと思います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 文庫につきましては、地域住民による私設図書館のことでありますが、第3条の第5号の条文中に、こちらに例示しております施設は他の図書館、学校、公民館となりまして、いずれも公共施設で、文庫と比較しまして施設の性格や規模等の差異が大きいということから、今回は削除させていただいたものでございます。

また、今後の文庫との連絡及び協力体制につきましては、第6号のところで、「前各号に掲げるもののほか図書館の目的達成のために必要な事業」というのを規定しておりますので、こちらに基づいて継続し、これまでと同様の連携を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○委員（中村庄一郎君） これは先ほどの他の議員との質問と重複しちゃうんですけども、第3条の事業の規定ですね、これは規則で9項あったものを6項目にまとめておりますけれども、再度、この理由は何であるのかお伺いしたいと思います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 第3条の項目を6項目にまとめた理由につきましては、先ほども申しましたが、事業内容を規則から条例に移行するに当たり、図書館の事業内容は多岐にわたっているということから、あまり細かな内容までを条例に規定せずに整理させていただいたということがございます。

ただし、削除した項目につきましても、第6号を適用させまして、これまでと同様に様々な事業を実施することは可能というふうに考えてございます。

すみません、失礼いたしました。訂正させていただきます。第3条と申しましたが、こちらは条例のほうの第3条になります。

以上です。

○委員（中村庄一郎君） 令和4年4月の施行分の第6条、損害賠償の規定のただし書が、第1項では市長がやむを得ない理由があると認めるときで、第2項は教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときとなっているのはなぜですか。

○中央図書館長（當摩 弘君） 第6条第1項の施設等に関わる損害賠償につきましては、基本的には金銭賠償が想定されますことから、金銭賠償を求める損害賠償請求権は債権に当たりまして、その管理は市長の権限であるため、免除規定につきましては市長がやむを得ない理由があると認めるときというふうにさせていただいております。

また、第2項の資料につきましては、教育委員会で購入しまして管理する物品であることや、また原則現物弁償であるというような理由から教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときとさせていただいております。

以上です。

○委員（中村庄一郎君） 令和4年4月の施行分の第10条、指定管理者の管理の基準の第2項に、指定管理者はあらかじめ教育委員会の承認を得て地区館の開館時間及び休館日を変更することができるとありますけれども、この内容は管理の基準に当たるのでしょうか。

また、第4条にも、開館時間及び休館日の規定があるので、そことの違いについて説明をお願いをいたしたいと思います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 休館日、開館時間につきましては、平成15年7月の総務省自治行政局長通知の中で、管理の基準の基本的な条件ということで示されております。そのため、管理の基準に該当するものと考えております。

また、第4条の開館時間及び休館日の規定につきましては中央館を含めた臨時的な時間変更を想定しております。しかし、第10条の規定につきましては指定管理者のみに適用される規定となりますため、条例全体のバランスを考慮しまして、この第10条の位置に規定をさせていただいております。

なお、この内容につきましては、指定管理者の提案により指定期間内において恒常的に開館時間等の拡大を図る場合に適用されるものとなります。

以上です。

○委員（中村庄一郎君） 第14条に協定の規定がありますがけれども、協定書には具体的にどのような内容が盛り込まれるのでしょうか、教えてください。

○中央図書館長（當摩 弘君） 指定管理者の募集につきましては、仕様書に業務内容や条件等を示しまして、公募型プロポーザル方式で行う予定にしております。

そして、応募のあった事業者の中から優先交渉権者を選定いたしまして、その事業者と再度業務の条件等を確認しまして取り決めた内容を文書にしたものが協定書となります。

項目の内容としましては、指定管理者の業務の範囲、業務の実施に当たっての注意事項、備品の管理、指定管理委託料、リスク分担、指定期間及び満了について、指定の取消しについてなどがあります。

これらの項目につきましては、さらに細かい取決めを記載しておきまして、そごのないように取り交わしをするものでございます。

以上です。

○委員（森田博之君） 3つほど、まとめてお聞きしたいと思います。

第6条の指定管理者の指定の手續で地区館の指定管理について触れてるわけですが、そもそも中央図書館と地区館の違いについて確認させてください。

それから、市は地区図書館への指定管理者制度導入に係る東大和市立図書館条例の一部改正の骨子に対するパブリックコメントを令和2年9月7日から令和2年10月6日の1か月間、パブリックコメントを実施しました。そこでの結果を踏まえて条例の参考とした点についてお聞きします。

それから3つ目、第3条の事業の1に図書館資料の収集、整理及び保存について、詳細については書かれてませんが、公共の図書館の優れた点として、図書館協議会答申の中でも触れていましたけども、行政の中の情報拠点という部分があると考えます。地域行政資料や関連資料を積極的に収集・提供するという点において市はどのように考えていますでしょうか。

3点、お聞きします。お願いいたします。

○中央図書館長（當摩 弘君） それでは、まず1点目の中央館と地区館の違いについてであります。図書館の運営は、資料の利用及び情報入手に関する市民要望等を中央館、地区館などを有機的に結んだ組織体で運営していくこととなります。

中央館は、市立図書館としての企画、調整、資料の保存管理、多様性・高度化・専門化している市民ニーズ等への対応、サービスの中核的な役割を担っております。地区館につきましては、中央館から資料等の支援を受けながら、これまでどおりその地域の受け皿として身近にあるという利便性を重視したサービスを展開してまいります。

次に、パブリックコメントにおいて条例の参考とした点についてでございますが、当該パブリックコメントへの市民意見に対する回答としましては、令和2年12月16日にホームページ上で公表しております。

条例の骨子自体に対する御意見としましては、条例改正案に賛成である、サービス拡大の内容が少な過ぎる、指定管理者制度を導入してまで見直しをすべきでないなど、様々な御意見をいただきました。しかし、開館日等の見直し案を修正するまでには至らないという判断をさせていただいております。

ただし、個人情報の保護ですとか、指定管理者が業務を遂行できなかった場合等の規定などにつきましても様々な御意見をいただいておりますので、指定管理者制度導入後の事業者に対する対応についての参考とさせていただきますと、このように考えております。

それから、3点目の地域行政資料や関連資料を積極的に収集・提供することについて、市はどのように考えているかという御質疑というふうに捉えますが、地域行政資料につきましては、当該自治体でなければ収集できない貴重な資料であるというふうに認識をしております。そのため、現在におきましても収集に努力しているところでございます。

こうした資料はレファレンスの充実にもつながるものであり、ひいては市民の学習意欲の向上にも寄与してまいりますので、今後も引き続き積極的に収集及び保存をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員（大川 元君） そうしたら、やまとみどりとしては、今いろいろと市から説明聞かせていただいた上で、営業時間の延長とか市民のメリットになるということもありますので、必ずしも指定管理について否定的などというわけではないんですけど、疑問に思った点についてちょっと幾つか質問させていただきたいと思います。

他の自治体では、条例の中に理念や運営の原則について結構詳しく規定してる、明記してる条例も見られま

すけれども、若干見ますと簡略な印象を受けるが、なぜこのような簡略な印象の条例になったのかについてと、あと、先ほどからもほかの委員のほうから触れてますけど、事業についての項目が薄くなってるということで、指定管理にするとしたら、むしろ項目が、削除じゃなくてまず省略だと思うんですけど、先ほどの話聞いてたら、削除削除って言うてるんですけど、それはなくなるわけじゃなくて含まれてということなんで、私としては省略かなと思うんですけども、むしろ事業の項目を増やしたほうがいいのではないかと思うのですけれども、それについてどのように考えでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 私からは1点目の第1条の設置での理念の内容の記載とか、そういう点でどういうふうに決めてきたかと、考えているかと、そういうところについて御答弁させていただきます。

条例の第1条でございます図書館法第10条では、公立図書館の設置に関する事項につきましては、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならないとあります。ここで言うております公立図書館とは、図書館法第2条第1項に定義というところがありますけども、そこで、「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設であるとしております。

そのため、東大和市の条例で設置する図書館というのは、図書館法に基づく施設でございますので、改めて理念や目的などを入れないことにしたものであります。

参考までに、26市の中では9市が、今回御提案の内容と同じように図書館法第10条の規定に基づいて設置すると、そのようにしてる状況がございます。

また、条例に理念や目的を入れるかということにつきましては、令和2年10月27日の指定管理者選定基準等検討部会、そういう会議がございますが、その中でも検討した経過がございます。ただ、これまでの改正前の条例につきましても、シンプルで簡潔な内容でありましたことから、その考え方を踏襲して今回御提案させていただいた内容にさせていただいたと、そういうことでございます。

以上です。

○中央図書館長（當摩 弘君） それでは、第3条の事業の関係の御質疑でございますが、委員の御指摘のとおり、9項目を6項目に、これ削除ではなく省略ということでございます。訂正させていただきます。

こちらのほうは、繰り返しになりますけれども、やはり条例に規定するということは、規則に場合とやっばり状況が変わりますので、あまりささいな内容までを条例に規定することは避けて整理させていただいたというものでございます。

実際掲げている項目の中にも、中央図書館でも実施していない、例えば読書会ですとか研究会、こういったものもございますので、その辺のところにつきましては条例の中に明記という形ではなく、必要な場合に実施させていただくというふうな考えを持っております。

あと、事業等の項目を増やすというところにつきましては、各年度の事業計画等、こういったようなところでその時宜に照らした事業を展開していくように考えていきたいと思っておりますので、この辺は柔軟な体制を取らせていただくというふうなところも考え方としてはございます。

以上です。

○委員（大川 元君） 今の説明を聞きまして、私のほうとしましては、市としては市民のことを考えた上でこういった条例を制定したということはある程度理解できましたので、その点については理解しました。

ただ、先ほどほかの委員からもありましたように、学習意欲の向上ですよ、市民の。今現在東大和市の図

書館には図書館ボランティアの方がいろいろと関わっていただいて、市民参加型の図書館運営を行ってるとい
うことなんですけれども、その図書館ボランティアの方から、指定管理になった場合、自分たちが今後どのよ
うに関わっていけるかということについてちょっと不透明な部分があって不安だという声が私のところに寄せ
られてますので、その点について御説明いただけますでしょうか。

○中央図書館長（當摩 弘君） ボランティアの関わりについてであります。現行の関わり方を維持してい
きたいというのを基本的に考えてございます。

また、他市の指定管理者を請け負われてる事業者に伺いましたところ、ボランティアからの協力が得られる
ことは非常にメリットも多く、運営上重要なことであると認識してるということで、こちらも積極的に連携を
求めているというようなことを伺っております。

以上です。

○委員（大川 元君） 重要なのは市民の皆様が御理解いただける形で指定管理が行われるということだと私の
ほうは考えますので、これは別に質問とかじゃないんですけども、指定管理するとしましたら、市民の皆様が
納得する事業者を慎重に選定していただけるように要望しまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○委員長（実川圭子君） 質疑を終了して御異議ございませんか……ただいま本件について、中野志乃夫議員か
ら発言の申出がございます。

お諮りいたします。

本件について中野志乃夫議員の発言を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

中野志乃夫議員の発言を許可いたします。

○委員外議員（中野志乃夫君） すみません。

ちょっとどうしても確認させていただきたいことがあるので、こちらから質問させていただきますけども、
基本的に指定管理において、先ほどモニタリングとか、指定業者に対してのいろいろ細かいチェックはされて
るということでもありますけども、これは今回の件だけじゃなくて、ほかで既にやっている当市の指定管理の業
務運営についてもそうなんですけども、本来は市の業務を行ってるわけですから、その各業務の報告というの
が市議会にも当然あってしかるべきではないかと思っておりますけども、具体的なそういった業務報告云々です
ね、そういったものは市議会にはきちっと出されるように、今後するのか。この間の指定管理に関してはされて
ないような事態があるのは、これはなぜなのか。その点お聞きしたいと思います。

○企画財政部長（田代雄己君） モニタリングの関係でございますけども、現在の指定管理者、例えば市民体育
館や市民会館を毎年モニタリングしております。その中でその評価結果につきましては、ホームページのほう
で公表させていただいております。ですので、そういう形で市民の皆様も含めて周知をさせていただいてる
ところでございます。

以上でございます。

○委員外議員（中野志乃夫君） ホームページでといっても、細かい業務内容とかは、それは議会にはじゃ、
配ってない。けどもホームページに出してるからいいということなのか。

実際、それ自身は議会へのきちっとした報告義務は本来あるべきものじゃないんですか。それとも、例えば

今回の図書館だけでなく、ほかの業務でも、この間既に幾つかやられていますよね。それもこの間そういう形で報告されてて問題ないという。

これも、私もたまたまほかの方から東大和市の姿勢おかしいんじゃないかと指摘受けてちょっと調べてみたら、そういう報告がされてないんじゃないかと、議会にも。だから、議会内でこういったことでいろいろ問題があっても、業務内容で問題あってもチェックができない形になってきてるんじゃないかということがあるんですけども、それは今の答弁だと問題ないという形で、今後もそうして、議会には報告しないということなんでしょうか。

○企画財政部長（田代雄己君） 議会の皆様には報告義務という点では、今私の認識としましては報告義務はないというふうに認識しております。

今のモニタリングの結果につきましては、毎年実施させていただいてるということで、今の内容、私ども見させていただいても、各事業者、きちっと民間ノウハウを活用した形で適切に運営されてるというふうに思っております。

それは私どもの市長の補助職員として、施設の管理運営のその範囲の中で責任を持って対応を取らせていただいているというふうに認識をしてるところでございます。

以上でございます。

○委員長（実川圭子君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時44分 開議

○委員長（実川圭子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（木戸岡秀彦君） 今回の改正は、地区図書館の指定管理者導入に関わる一部改正についてでありますけれども、私は指定管理者制度を導入することで市民のサービスの向上につながると思っております。

先ほど答弁もいただきましたけれども、以前より市民から要望のあった開館日、また開館時間の延長など、平成28年から検討を行ってきた結果、やはり直営では困難であって、民間活力の導入によって可能となり、さらに専門性のある職員のノウハウを活用することによって、よりよいサービス向上につながると思っております。

先ほど他市のお話をされましたけれども、指定管理者制度を導入している武蔵野市、これは駅前で立地はすごくいいところなんですけれども、武蔵野プレイスは民間のノウハウを取り入れて、気軽に利用できる雰囲気を出すサードプレイス図書館と話題を呼んで、コロナ禍の前で来館者は年間180から190万という、自治体が想定した二、三倍の来館になってるというふうにもお聞きしております。

当市では、指定管理として東大和の市民体育館ですね、市民体育館が指定管理になり、時間の延長含めて、今までできなかった施策が次々と実施されております。特に今フレイル予防ということで、楽しみマッスル教室ということを行っておりますけれども、これは聞くところによると、直接御意見を聞いたんですが、希望者が多く順番待ちとなっていることも聞いております。

それと学童に関してですけれども、学童は指定管理じゃなくて委託ですけれども、これに関して民間の活力の導入によって専門性を生かした取組で保育の質の向上、またノウハウに基づく学習支援など、新しいサービスも提供されて、保護者から様々な今まで意見、要望をいただいておりますけれども、委託後は明らかに減少しているということでした。

今回の改正により、さらなる市民サービスの向上に期待したいと思います。

以上です。

○委員長（実川圭子君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（上林真佐恵君） 第10号議案 東大和市立図書館条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論いたします。

公立図書館は、住民の知る権利、知る自由を保障し、民主主義を支える重要な役割を担っています。

東大和市でも蔵書数、レファレンスともに全国でも高い水準を維持してきたことは当市の誇りであり、市には公立図書館を民主主義の土台として、今後ますます発展させることが求められています。

本条例改正案は、公立図書館への指定管理者制度の導入を可能とするものですが、導入については市の図書館協議会が平成30年、市の諮問に対し、直営のまま地区館の開館日、開館時間の見直しを図ることを求める答申を出しています。

この答申は、指定管理者制度導入のメリットとして、開館日、開館時間の拡大が可能になることが挙げられたほかは明確なメリットは示されませんでしたとした上で、むしろ議論の中では選書の公平性、地域や学校との連携、市内外の図書館との連携など、これまで東大和市立図書館が構築、蓄積してきた図書館サービスの低下の懸念、図書館利用者のデータ漏洩や個人情報保護への懸念、民間事業者に対し市民の意見がどう反映されるのか、教育委員会の関与がどうなるかなどの疑問について、十分な議論は尽くされる課題としたままと指摘をしています。

開館時間の拡大と引換えに公立図書館の役割が十分に果たせなくなる。また、これまで市の図書館が発展させてきた事業が縮小されるようなことになれば本末転倒です。

また、住民の知る権利を保障し、民主主義の土台となる公立図書館の役割を果たすために、図書館職員には蔵書や資料の把握はもちろん、その地域に精通し、専門的な知識や経験の蓄積を重ねていくことが求められますが、契約期間に定めのある指定管理者が担うのは困難だと考えます。

また、図書館には無料の原則があることから、利益を生むためには労働者の人件費を削らざるを得ない制度上の制約があり、図書館職員の非正規化、低処遇が進む懸念があります。不安定かつ処遇の低い労働条件の下で公立図書館が持つ重要な役割を果たすことは一層困難であり、公立図書館がその役割を果たすためには市の直営で運営することが必要であると考えます。

国においても公立図書館への指定管理者制度導入に対しては否定的な見解が度々示されており、指定管理者制度を一度は導入したものの直営に戻した自治体が複数あることから、公立図書館の運営は市が直接責任を持って行うことが求められます。

加えて、利用者アンケートやパブリックコメントでも、指定管理者制度導入に対する多くの懸念、反対意見

が見られ、市が市民との十分な議論を尽くし、市民の納得が得られたとは言いがたい状況です。

市には、直営を維持しながら市民サービスの拡充を行うための最大限の努力を行うことを強く求め、反対討論といたします。

以上です。

○委員長（実川圭子君） ほかに討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（実川圭子君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第10号議案 東大和市立図書館条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（実川圭子君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前10時52分 開議

○委員長（実川圭子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（実川圭子君） 次に、第12号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議におきまして提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（木戸岡秀彦君） それでは、何点か質疑をさせていただきます。

まず、第8期介護保険事業計画における介護サービスの全体観を確認をさせていただきます。

1つ目として、給付対象者は増加していくと見込まれておりますけれども、この点についてどのように試算したのか。要支援1から要介護5までのそれぞれの段階の人数をお伺いをいたします。

○福祉部副参事（石嶋洋平君） 介護保険サービスの支給対象者につきましては、当市の総人口及び高齢者人口の推計や要支援、要介護認定者数及び認定率を勘案しまして、国の見える化システムを用いて試算いたしました。

要支援、要介護の段階ごとの人数につきましては、第8期計画の1年目になります令和3年度での推計値になります。要支援1 858人、要支援2 738人、要介護1 940人、要介護2 653人、要介護3 553人、要介護4 483人、要介護5 356となっております。

以上になります。

○委員（木戸岡秀彦君） この給付対象者が増加ということで見込まれてることでございますけれども、介護サービスの需要に対する施設整備に関して、第8期の事業としてどのような整備を考えているのか。また、高齢者ほっと支援センターを新たに1施設整備するとのことですが、この件が保険料に与える影響はどのようなものか、お伺いをいたします。

○福祉部副参事（石嶋洋平君） 施設整備に関する取組といたしまして、新たに高齢者ほっと支援センターを1か所増設し、現在の3センターから4センター体制を目指すこととしてございます。

新たに1センターを増設することで、所管する区域の高齢者の増加や複雑化する課題の対応など、相談支援体制の強化が図れるものと考えております。

令和4年度中の供用開始を想定した場合の準備経費なども含めまして、影響額につきましては約15円程度になると見込んでございます。

以上です。

○委員（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

続きまして、介護予防事業についてですが、第7期での介護予防の取組によるプラスの成果が今回の保険料改定にどのような影響を与えたと考えているのか。また、今後保険料率の抑制を図る上で介護予防事業にどのように取り組むことが必要だと考えているのか。また、これに関しては数字として把握できるのか、お伺いをいたします。

○福祉部副参事（石嶋洋平君） これまで一般介護予防事業といたしまして、筋力向上トレーニングなどを組み込みました講座、楽しみマッスル教室ですとか、いきいき運動プラスなどを開設してございます。

また、介護予防リーダーや体操普及推進員を養成して、地域の介護予防活動を支援しております。こうした取組により要介護状態にならないことですが、要介護状態の重度化の防止が図られ、結果といたしまして給付費の抑制が図られ、介護保険料率を低く抑えることができたものと考えてございます。

第8期計画におきましても、引き続きこれらの介護予防事業を継続して実施してまいります。その数値化につきましては、事業の効果を図る上でも重要である一方、その設定については難しく、今後の課題であると認識してございます。

数値化による把握の方法につきましては、今後他団体の状況等を情報収集してまいりたいと考えております。以上になります。

○委員（木戸岡秀彦君） 先ほど、私も別のところで述べましたが、楽しみマッスルということで、かなり予防に寄与してるのかなという感じがします。

続きまして、今回基金を取り崩して保険料率の抑制を図っておりますけれども、もしこれを入れなかった場合には保険料はどの程度の額になるのか伺います。

また、毎年基金を積み増して、3年ごとに基金を取り崩して運営する場合と、毎年積み増さずに運営する場合と比較すると、保険料はどのように影響するかと考えているのか、お伺いをしたいと思います。

○福祉部副参事（石嶋洋平君） 今回、介護給付費等準備基金を7億円取り崩すことによりまして、保険料基準額が約800円下がることとなります。基準額が月額5,300円となるものでございまして、第8期の保険料基準額につきましては、本来の基金取崩し前はおよそ6,100円と想定してございます。

なお、準備基金の残高は、毎年度の決算に伴う余剰金を積み立てた結果でありまして、その余剰金は介護予防活動や給付の適正化によって保険給付費が抑えられたことによるものと考えてございます。

第8期におきましても、保険料を算定する介護保険事業計画の策定におきましては、適正な給付額を見込んでございますことから、余剰金につきましては想定は現在してございません。

以上になります。

○委員（木戸岡秀彦君） 今回第8期において、負担割合に新たに第14段階を設けられましたけれども、その趣旨と見込まれる効果についてお伺いをしたいと思います。

○福祉部副参事（石嶋洋平君） 所得区分の多段階化を図ることは、所得に応じて負担をしていただく仕組みを徹底することでありまして、社会保険料の原則であります応能負担を進めることと考えてございます。

なお、一気に多段階化のほうを進めることにつきましては、高額所得者といえども保険料が激変して好ましくないと考えますことから、今回は1段階を追加することとしたものでございます。

多段階化に伴う効果、影響額につきましては、第14段階の設定により約567万円ほどと試算してございます。以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

最後に、多摩26市の中で比較をした場合、第8期の東大和市の介護保険料は低いほうだと説明がございました。これに対して市はどのように自己評価してるのか、お伺いをしたいと思います。

○福祉部副参事（石嶋洋平君） 東大和市の介護保険基準額につきましては、第7期の計画期間中における基準額は月額5,200円で、26市中、同額の2市を含めて下から4番目の額となっております。

なお、第8期計画期間につきましては、各市最終の調整段階でございますことから正確には分かりませんが、第7期計画と同等かそれ以下の順位に位置づけられるものと見てございます。

保険料水準が抑えられた理由ではありますが、まずは基金の活用によるものがございます。併せて、市民の皆様の介護予防事業への協力、適正なケアプラン等による給付費の適正化などの積み重ねの結果といたしまして現状の保険料水準につながったのではないかと認識してございます。

以上になります。

○委員（森田博之君） 2点ほど質問させていただきます。

低所得者に対する負担軽減について、どのような制度なのか。また、市としてこの制度を使って低所得者に対してどのような負担軽減の取組を行ったのか、1点目でございます。

もう1点目は、給付費を抑制するための施策を取り組む一方で、新たなサービスの充実について、第8期計画ではどのような取組を行っていくのか、2点お聞きします。

○福祉部副参事（石嶋洋平君） まず初めに、低所得者に対する負担軽減についてでございます。

平成30年10月に消費税が10%に改定されましたが、この改定後の消費税率を財源といたしまして、低所得者の介護保険料を軽減するものでございます。

対象は、非課税世帯であります所得区分第1段階から第3段階の方で、第8期における軽減前の額と軽減後の額を計算の上、比較いたしますと、第1段階が月額2,650円から1,600円に、第2段階が3,767円から2,600円に、第3段階が3,875円から3,700円に、それぞれ軽減するものでございます。

なお、軽減の効果につきましては、令和3年度では約8,100万円で、以下4年及び5年は約8,200万円と見込んでございます。3か年ではおおむね2億4,600万円と見込んでございます。

なお、今回市では所得段階区分の第1段階及び第2段階につきましては、令和2年度の介護保険料と同額に据え置くことで、低所得者への配慮を行っているものでございます。

続きまして、給付費を抑制するための施策を取り組む一方で、第8期ではどのような取組を行っているかについてでございますが、第8期計画期間中における取組といたしましては、新たに高齢者ほっと支援センターを1か所増設し、現在の3センターから4センター体制を目指すこととしています。

現在、各センターの所管する区域の高齢者につきましては7,000人台、一部は8,000人台を取っていることや、対応する業務に関しまして複合的な関する事案が増大しているところでございます。新たに1センターを増設することで、相談支援体制の強化が図れるものと考えております。

なお、配置場所につきましては、現在芋窪、清原、南街に各1か所ずつ配置をしておりますが、この配置を基本に地域的なバランスですとか、高齢化率などを考慮して今後決定してまいりたいと考えております。

以上になります。

○委員（上林真佐恵君） それでは、何点か伺います。

今回のこの条例一部改正ですけれども、値上げということが提案されてますので、コロナ危機の下で現在市民の暮らしはどのような状況に置かれているのか、どういう市が認識されてるのかというのは大変重要だと思いますので、まず伺いたいと思います。

○福祉部長（田口茂夫君） この新型コロナウイルス感染症につきましてのコロナ禍の状況の中での市民生活に与える影響というふうな、また市の認識ということでございますけれども、この新型コロナウイルス感染症の感染拡大、また感染をされた方、またそれを予防するようなことをすることによるということにつきましては、地域経済におきましても、また市民生活におきましても大変大きな影響が出ているものと認識をしております。

その対策といたしまして、市では特別定額給付金ですとか、他の部ではございますけれども、子育て世帯、ひとり親世帯、新生児を対象とした各臨時特別給付金などを給付いたしますほか、生活困窮者に対しましては、くらし・しごと応援センター そえる、こちらのほうにおきましても、生活保護制度との一体的な運用による包括的な支援、様々な対策を実施しております。

また、介護保険サービスの事業者さんですとか障害福祉サービスの事業者、こちらの皆様に対しまして、市の独自施策といたしまして、感染防止対策を講じながら事業を継続する事業者に対しまして助成金の支給ですとか、また国・東京都などと協力をいたしましてマスクですとか手指消毒液の提供なども実施してきてございます。

これらの取組によりまして、市民の皆様及び事業者の皆様への負担軽減が図られてるものと考えており、引き続き、国・東京都の動向を踏まえまして、必要な支援を検討するとともに、現在市が提供しております行政サービスを活用して対応してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） この間、市のほうでも様々な独自の支援策とか講じていただいて、これは本当に市民の皆様さんからも助かってるという評価ありますし、我々としても高く評価をするものです。

ただ、やっぱりそうした支援をいろいろ講じて、それでもなかなか困窮されてる方、本当たくさんいらっしゃる。それでも救い切れないような、それだけ本当に大きな影響がコロナによって出ているというふうに思います。

それで次に、第6期と第7期の介護保険事業計画における介護保険サービス全体の費用について、計画見込額と決算額が幾らだったのか。また、その差額が幾らだったのか、確認をさせていただきます。

○福祉部副参事（石嶋洋平君） 第6期介護保険事業計画期間におきます保険給付費及び地域支援事業費でござ

いますが、計画上の額は約175億円、決算額は約150億円、差額といたしましては約25億円でございます。

なお、第7期計画期間につきましては、本年度——令和2年度の決算額、こちらにつきましてはまだ確定がしておりませんが、平成30年度につきましては計画上の額が約63億2,100万円、決算額は約56億7,500万円、差額といたしましては約6億4,600万円。一方、平成31年度、こちらにつきましては、計画上の額が約68億7,500万円、決算額は約60億900万円、差額といたしましては約8億6,600万円となっております。

以上になります。

○委員（上林真佐恵君） 第7期の決算見込額については、同僚議員も一般質問で伺ったんですけども、その際の御答弁では、2020年、この間の4月から12月までの実績値が47億720万円。前年の同じ時期の実績値が45億1,771万円ということで、そこ同時期で比較すると、今年度のほうが4.2%増えているというふうなことでした。

あと1か月ですけども、現在まだ年度途中ですので、この金額から見込額というのを算出したいと思うんですけども、今年1月に入ってから現在までの間の給付の状況、どのような感じなのか教えていただければと思います。

○福祉部副参事（石嶋洋平君） 本年に入りまして、1月から3月までの給付の状況ということでございますが、本年度4月に緊急事態宣言が発令された後につきましては、利用者の給付控えというのが発生したというところで、主に通所サービスなんかにつきましては、給付の伸びが抑えられたという形で認識を、通所介護事業所なんかにつきましては、給付が低くなった形で認識をしてございます。

一方、現在第2回目の緊急事態宣言の発令中ではございますが、事業所等にも確認をさせていただきましたが、そこまでの落ち込みというのはあまり見られないというような状況で現在は推移していると認識しております。

以上になります。

○委員（上林真佐恵君） この2度目のときは、前ほどは落ち込んでないということですけども、かといって給付が激増してるという状況でもないのかなというふうに理解をいたしました。

それで、ちょっと去年の同時期と比べて4.2%ぐらいは全体として増えてるってことですので、これちょっとまた多めにして、5%というふうに試算しますと、保険給付費と地域支援事業費の決算見込額が大体63億円ぐらいになるのではないかとこのふうに見込まれます。この金額を当てはめると、第7期の決算見込額が大体179億9,500万円、180億円って言うていいのもしれないですけど、そのくらいというふうになって、対して予算額が193億6,832万円でしたので、差額がおおよそ28億円ぐらい見込みより下回るというふうになるかというふうに思います。

介護予防の取組などにも大変力入れていただいとてという御答弁もありまして、今後もそうした取組強化していく中で給付の伸びを抑えるというふうな、そうした御答弁もありましたけれども、この間のこのサービス全体の予算額と決算額を比べると、第5期は前の第7期のときにお尋ねしてますけれども、見込額よりも12億4,000万円ぐらい下回ったと。9%ぐらい下回っていて、また第6期については、今御答弁で大体25億円ぐらい下回っているということで、第7期についても、恐らく28億円ぐらいマイナスになるのではということなので、いずれも給付費の見込みというのが過大に見積もられていたのではないかとこのふうになります。

5期、6期、7期と9年間にわたって、いずれも予算額に比べて決算額大きく下回ってますので、予算額をもう少しだけ少なくすれば値上げはしなくてもよいのではないかとこのふうになります。

仮に私も試算をしてみたんですが、あまりぎりぎりの予算では足りなくなるということもありますので、この第8期の見込額を5%ぐらい減らして試算をしますと、これ第1号被保険者の……これで5%減らして199億減らすと、199億8,172万5,711円という金額になるんですけども、この金額で試算をすると、第1号被保険者の保険料基準月額が大体幾らになると試算できるのか教えてください。

○福祉部副参事（石嶋洋平君） 介護保険料につきましては、給付費の総額を適正に見積もった上で算定されるものでございます。仮に給付費を削減するということになりますと、市民に対する介護保険サービスの抑制にもつながりかねない問題と認識してございますことから、給付の見込額を削減した場合の介護保険料につきましては、市としては現在試算してはしないところでございます。

以上になります。

○委員（上林真佐恵君） 今回市でも値下げを抑制するためにいろいろ試算はやっていただいたのかなというふうに思うわけですが、私のほうで2月9日に全員協議会で頂いた資料、計算式載ってますので、これ当てはめると、大体3%減らすと値下げはしなくて、今と……（「値上げ」と呼ぶ者あり）値上げはしなくても今と同等ぐらいの金額になるということで、5%減らすと引下げもできると。もっと細かい計算式というのは実際には必要なんだと思いますので、あくまで試算なんですけれども、大体5,000円ぐらいになるということで、これは引下げも可能なのではないかなというふうに思います。

また、今年度だけを見ても、保険給付費と地域支援事業費の予算が75億8,131万円あったんですけども、12月までの実績値がこれ47億727万円ということで、既に大きく下回っています。

先ほど決算の見込額については多く見積もって63億円ぐらいじゃないかということも申し上げましたけれども、いずれにしても、この1月から3月までの間で63億円ぐらいだったものが70億円の予算に達するってことはちょっと今時点で考えられないのではないかなというふうに思います。

値上げを中止するために必要な金額は、先日の同僚議員の一般質問での御答弁では、およそ1億円ということで、これ3年間で割ると、単年度では大体3,300万円ぐらい必要になるのかなと思うんですけども、来年度予算見ると、基金からの取崩し予定の7億円のうち1億2,712万2,000円、これを初年度では取り崩す計上がされています。これをちょっと増やして1億5,000万円程度を取り崩せば値上げを中止できるのではないかなというふうに思います。

今年度の剰余金、およそ先ほどの試算だと12億円ぐらい下回るというふうに思いますので、これ9月の決算のときには基金も新たに積み上げられるというふうに思うんですが、ここでお尋ねしたいんですけども、基金には剰余金の何%が積み上げられるのか。また、市の介護保険会計にとってどの程度の黒字要因となるのか、そこを伺いたいというふうに思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 剰余金が出た場合の基金の積み上げ割合ということでございますけれども、基本的には基金の積み上げ割合というのは決まっておらず、例えば国や都、それから市の負担割合というのは決まっております。それから、2号被保険者保険料、これも負担割合決まっております、それぞれ剰余金をその割合で計算しまして、返還をいたしまして、その差額分が結局基金に積み上がるものというふうな……（発言する者あり）失礼しました。割合はそういうふうに決まっておらず。残ったものが基金に積み上がるというふうに考えております。

その残ったものとは、当然のことながら最終的には次の期の介護保険料の算定の際、有効活用させていただきたいと、このように考えております。

以上であります。

○委員長（実川圭子君） ここで5分間休憩します。

午前11時18分 休憩

午前11時23分 開議

○委員長（実川圭子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 先ほどの私の答弁を一部修正させていただきたいと思います。

私、剰余金から一定の割合でというふうに申し上げましたが、正確に申し上げますと剰余金によってその年度の給付額の実績額が決まります。その実績額から一定の負担割合で国や都に返しまして、その残額が基金に積み上がると、こういうことでございます。

大変失礼いたしました。おわびして訂正いたします。よろしくをお願いします。

○委員（上林真佐恵君） 分かりました。ただ国とか負担割合というのは毎回すごく大きく変わるというものではないと思いますので、そういうものを大体引いていくと、最終的には残りがおよそ23%ぐらいになるんじゃないかと思うんですが、その点について御認識を伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 令和2年度につきましては、まだ決算額も決まっておきませんので、そういった剰余金の金額、あるいは最終的な基金の割合というものは私どもも計算しておりません。したがって、今の御質問に対しては分かりませんというふうにお答えいたします。

失礼いたします。

○委員（上林真佐恵君） もちろん決算まだ終わっていませんけれども、残り1か月というところでおよその見当がつくのではないかとということで話をしているんですけども、そういう基金にまた積み上げられるのではないかとか、そうした今の私がお話したのも別に全然実績値とすごく離れた数字を言っているというわけではないので、これまでの実績値に即した上で、多く見積もってもこのぐらいという現実的な今までの実績値に沿った数字で言っていますので、市でもあらゆる可能性を考えて、やはりこのコロナ危機の下で市民生活、窮地に陥っているという中で市民負担をこれ以上増やさないように、本当にいろんな可能性を探っていただきたいというふうに思うし、そういう責任があるというふうに思います。

他市の状況を見ますと、武蔵野市や瑞穂町では第8期の介護保険料据え置くということですし、世田谷区と目黒区では全ての段階で値下げをする。渋谷区でも値下げする。段階によっては据置きというような感じで、こうした動きが広がっているんですけども、本市においてはこの第8期の計画策定の際に値上げをしないという、そうした検討は行われなかったのかどうか伺います。

○福祉部長（田口茂夫君） この介護保険制度につきましては、介護保険料から介護保険制度を組み立てるのではなくて、御案内のとおり適正な給付額をもって介護保険料が結果として幾らになるかというところを算定するものでございます。

御案内のとおり、給付額が当然下がってくれば介護保険料も下がってくる。給付額が上がれば、当然介護保険料が上がるといふ、これは介護保険制度でございます。また、御案内のとおり介護従事者に対しまして処遇の改善が必要ですか、必要なサービス、計画の配置ですか、様々な介護予防の施策なども必要になってくると思います。そういうところをトータルさせていただく中で介護給付額が決定し、その上をもちまして基金の活用ですか、多段階化、交付金の活用、そういったところを捉えながら介護保険料のところまで持って

いつてきているというふうなところで、市といたしましても介護保険料を上げるか上げないかとかという議論よりも、まずそこら辺からスタートしているということを御理解いただきたい。

先ほどの他の委員の御質問にもありましたように、多摩地域の他の市の状況から見ましても低い状況であるというところは御理解をいただければというように考えております。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 適正に給付をしなくちゃいけないというのはもちろん当然のことですし、そこから組み立てるというのも当然のことだというふうには思うんですけども、実際に今の状況というのも決算もうすぐあと1か月というところで見えてもきているわけですし、第8期の計画については第1段階、第2段階据置きをしていただいたりとか、14段階を創設していただいたりとか、市でも努力はしていただいていると思うんですけども、そこは理解はしているんですけども、やっぱりコロナという本当に今までになかったような想定外の事態が起きている中での値上げというのはやっぱり私は容認できませんので、やはり値上げを給付のところからスタートして計画を立てるというのはもちろんそれはそうなんですけれども、やっぱり値上げをしないために本当に市はあらゆる手段を尽くすべきじゃないかというふうには思うんですが、最後その点の御認識を伺います。

○福祉部長（田口茂夫君） 私どもとしましても様々な議論はさせていただいて、検討もさせていただいてきております。そういった意味で先ほどの答弁と重複いたしますけども、介護保険料を上げる、上げないという議論も当然あるのかもしれませんが、我々は適正な給付、ここが一番大事だろうというふうに思っております。

市民の皆様がこういったサービスを受けたいというところにサービスが受けられないということは基本的にあってはならないというふうに考えております。また、先ほど来もお話し申しましたとおり、介護従事者の処遇改善ですとか、国におきましても0.7%の報酬単価の改定などもされております。そういったところを捉えながら適切な介護サービス、結果として第1号被保険者の皆様方に御負担を強いるようなことになったとしても、それは我々としてもそのコロナ禍だけではなくて、これはコロナ禍だけじゃなくても介護保険料につきましては適正な算定をする必要があるというふうなことも考えております。

多摩地域の他の自治体においては500円、600円の基準額を上げるような試算もされているところもございます。これはあくまでも給付状況から試算をされているというふうに思っております。我々としても基金の活用なども含めて対応させていただいていると御理解をいただければと思います。

以上です。

○委員（大川 元君） 1点だけ。私も値上げしないとかそういう議論の前に、やっぱりサービスをきちんと市民が受けられるかという、そういうところが非常に重要だと思います。私が以前、ちょっと看護師の先輩から、ほんと支援センターに勤務する看護師だけでも、受持ちする人数が多いと。だから1か所ほんと支援センターを増設してほしいという要望を受けたときに、言ってしまうとそれを市に伝えて、今回は先ほど1か所増設ということで御答弁いただきましたので、ありがとうございます。

ということで、サービスを向上するために、言ってしまうと市としては今後、市民の要望に応じていくということ姿勢があるのかということと、1か所増えたとしたら、近隣他市に比べて受持ち人数が多いというふうな話聞いたんですけども、受持ち人数についてはバランスが取れるのかについてお答えいただけますでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） まず給付サービスの調達の状況でございますけれども、私どもとしては国の見える化システムという将来を予測するシステムを使いまして、給付費がどのくらい伸びるか、こういったものを試算しながら今回の給付総額を定めて、そして保険料を設定しております。個別のこのサービスが必要だとか、あるいはこのサービスを充実させてほしいと、こういう個別の御意見もあるかもしれませんが、介護保険システムとしては、保険制度全体を見ながら制度設計してまいりますので、もちろんそういった声もお聞きしながらも、将来推計に基づいて給付料を定めていくと、こういうスタンスで計画を策定しております。

それから、ほっと支援センターでございますが、今回、私ども第8期の期間中に1施設増設して、4支援センター体制を目指すというふうに考えております。そしてこのことによりまして、今現在は大体1センター7,000人から8,000人ぐらいの高齢者を受け持っておりますが、6,000人台の前半、場合によっては5,000人台後半の部分も出てくるかもしれませんけれども、そういった程度に担当区域割をして、均等な負担にしていきたいというふうに考えております。

そしてこの基準は、私どもの持っている基準の条例がございますけれども、そういった基準の条例に基づきましても適正な範囲に入りますので、その観点からも、ほっと支援センターの体制整備を進めていきたいと、このように考えています。

以上であります。

○委員（大川 元君） そういうことで、サービスを受ける市民の方と働く方の関係がよくなるように、引き続き頑張ってくださいと思います。

よろしくをお願いします。

○委員長（実川圭子君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（上林真佐恵君） 先ほど言いかけたことで、もちろん適正な給付をするって、もちろん本当に基本でするので、これはそのとおりなんですけれども、少なくとも今年度、先ほど12億円ぐらい決算下回るんじゃないかということをお話ししましたが、それをさらに少なく見積もっても、（「予算」と呼ぶ者あり）決算で予算を下回るということで、さらに少なく見積もっても10億円ぐらいは剰余金が出るんじゃないかということで、決算時の基金についても下回った数字で見ても2億円ぐらいは基金に積み上げられるんじゃないかという、そういうのが見えている中で、やはり値上げ、値下げじゃなくて適正な給付という、それは理解しましたけれども、コロナ禍という下で、本当にそういう可能性、全て出し尽くして、やはり値上げはしないでいただきたいということで意見を申し上げます。

以上です。

○委員長（実川圭子君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（実川圭子君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（上林真佐恵君） 第12号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論いたします。

第5期、第6期及び第7期の介護保険事業計画における介護保険サービス全体の費用について、計画見込額に対する決算額はいずれも大きく下回っており、党市議団はこれまでも決算見込額が過大に見積もられていることを指摘するとともに、過大な見込額を根拠とする値上げに反対をしてきました。第8期についても、介護保険サービス全体の見込額を僅か5%マイナスして見積もれば値上げを中止し、引下げをすることも可能です。また、今年度だけを見ても、4月から12月までの実績値からいって、保険給付費と地域支援事業費は当初予算額の75億8,131万円に達するとは考えられず、10億円以上、下回るものと考えます。

この中から新たに基金として積み上げられることを考えれば、今年度末の基金残高見込み7億5,000万円と合わせて、現時点で基金残高が10億円を上回することは明らかであり、値上げを中止し引き下げることは可能だと考えます。

来年度についても、来年度の基金取崩し額1億2,712万2,000円を、約1億5,000万円程度に増額すれば値上げを中止することが可能です。現下のコロナ危機の下で市民生活はかつてない窮地に陥っています。GDPの落ち込みも戦後最悪となり、この先も市民の暮らしの見通しが立たない中で値上げは到底容認できるものではありません。コロナ危機の下で他の自治体では第8期の保険料を値下げする、据え置くなどの動きも広がっています。市には市民の命と健康、そして暮らしを守り抜く責務があることから、あらゆる手段を尽くして値上げを中止し、引下げこそ行うことを強く求め、反対討論といたします。

以上です。

○委員長（実川圭子君） ほかに討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（実川圭子君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第12号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（実川圭子君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

午前11時38分 休憩

午前11時38分 開議

○委員長（実川圭子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（実川圭子君） 次に第16号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、本案を議題に

供します。

本案につきましては、既に本会議におきまして提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（上林真佐恵君） それでは何点か伺います。

こちら国民健康保険税の値上げの改正ということですので、コロナ危機の下での現在の市民の暮らし、どのような状況に置かれているのか、市の御認識を伺います。

○市民部長（村上敏彰君） コロナ危機が市民生活に与える影響についての市の認識でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして地域経済や市民生活に大きな影響が出たものと認識しております。その対策といたしまして特別定額給付金や子育て世帯、ひとり親世帯、新生児を対象とした各臨時給付金を給付いたしましたほか、生活困窮者に対しましては、くらし・しごと応援センター そえると生活保護制度の一体的な運用による包括的な支援を実施いたしました。

また、事業者の皆様に対しましては、中小企業者応援助成金及びキャッシュレス決済を利用した消費生活活性化事業を実施いたしました。これらの取組によりまして市民及び事業者の皆様への負担軽減や地域における消費喚起が図られたものと考えてございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 大きな影響が出ている中で市独自の様々な支援策を講じていただいて、そちらについては感謝をしております。ただそうしたものをもってしても救い切れない状況があるというふうに思います。毎年比較として聞いているモデルケースで、40代夫婦と子供2人給与収入400万円という御家庭のケースを毎年聞いているんですけれども、現在の国保税が年間幾らになるのか、また来年度からの値上げで幾らになるのか、また市の計画どおり、6年間毎年値上げを行った場合、計画終了後幾らになると見込まれるのか伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 夫の給与収入のみと仮定いたしまして、現行の保険税率等では43万4,800円。改定後の保険税率等では46万2,800円。令和5年度の保険税額を令和3年度の標準保険料率とした場合49万6,700円となります。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） これずっと計画の前からこのモデルケースでお尋ねしているんですけれども、計画終了時の保険税額が計画前の試算では46万9,900円だったんですけれども、これが毎年上がっていきまして、今年の試算だと49万6,700円、2万6,800円も高くなっていて、どんどん高くなっているわけなんですけれども、計画の前に市が示した1人当たりの金額ですね、それが6年後、計画終了時には1人当たり平均で37.5%引き上がるという、そういうこともおっしゃっていたわけなんですけれども、この1人当たりの平均額というのは今の時点で、この計画終了時見た場合、どの程度になっているのかお尋ねします。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 申し訳ありません。お求めの資料につきましては、今手元にはございません。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 分かりました。また改めて別の機会で聞きたいと思います。

それで、これも毎年聞いているんですけれども、本当に高くなっている。もともと国保税高かったと思えますけど、これがどんどん高くなっているという中で、加入者が支払えるという認識なのか。これも改めて、一般質問の際には担税力のある方から保険料を徴収するというような御答弁もあったんですが、本当に加入者に担税力がある、今のこのコロナの状態ですらそういうふうに認識されているのか改めてお尋ねしたいというふうに

思います。

○**保険年金課長（岩野秀夫君）** 国民健康保険につきましては、一定基準以下の所得の世帯に対しまして7割、5割、2割の均等割軽減がございますので、所得の低い世帯に対しまして配慮が制度上なされており、市の令和2年度当初課税ベースで約44%がこの軽減世帯の対象となっております。

また市では、令和3年度はコロナ禍の影響により収入が一定程度減少する見込みの世帯に対しまして、市独自の保険税減免策を実施することで収入減少世帯への配慮を行いたいと考えてございます。繰り返しとなりますが、こうした市独自の減免策を行いますのは、現状におきまして26市の中で当市のみでございます。

また従前より市では、多子世帯への保険税均等割の軽減も行っております。こうした様々な配慮を踏まえまして、コロナ禍においても応分の御負担をお願いするものでございます。

以上でございます。

○**委員（上林真佐恵君）** 様々市としても配慮をしていただいているというのはもちろん理解しているんですけども、それでも高過ぎるというのが国民健康保険税だというふうに思います。それで今御答弁もありましたけれども、当市が26市で唯一行うという減免について詳細を伺います。

○**保険年金課長（岩野秀夫君）** 令和3年度には、令和2年度に実施しております保険税減免策をベースとしたものを検討しております。この令和2年度における対象者の要件といたしましては、世帯の主たる生計維持者における令和2年の事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入のいずれかの収入が、令和元年に対しまして3割以上減少することが見込まれ、なおかつ一定の所得要件を満たした世帯を対象として、主たる生計維持者の令和元年の所得額及び世帯全体の合計所得を加味いたしまして、対象となる保険税から2割から10割の減免を行っております。

大枠といたしましては、収入の減少割合の要件ですとか、その他の一定の所得要件につきましては同様の仕組みとしたいと考えております。収入の比較対象年や申請時の要件等を含めまして検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○**委員（上林真佐恵君）** 基本的には国の減免をそのまま市で継続するというようなイメージで理解をいたしましたけれども、基準となる年が令和2年になってしまうと、対象となる方が減ってしまうと思いますので、その基準となる年はコロナの前というふうにさせていただくなどの要望をしたいと思います。

この6年連続の値上げ、当市進めていますけれども、この計画立てた頃は、当然コロナという想定はなかったわけで、今本当に市民生活に甚大な影響が出ている中で、近隣他市ではほとんど値上げを中止しているという状況の中で、当市で値上げを中止するという、そういう検討がなされたのかどうか確認をさせていただきます。

○**保険年金課長（岩野秀夫君）** 市では財政健全化計画を推進し、国が設けた特例基金によって国民健康保険税の急増抑制が図られております。令和5年度までに赤字補填の繰入れを解消することが市民の皆様の御負担に最も影響が少なく、広域化による制度改革が進められるものと考えてございます。市といたしましても、コロナ禍による影響が大きいことは認識しておりますことから、影響を受ける加入者に対する負担軽減、これを行うかという点に注力いたしました。

議員の皆様のお理解によりまして、平成31年度からは国民健康保険の基金の積立てを始められております。今般、基金を活用いたしました保険税収の補填や独自減免の実施を予定しておりますことから、一定程度の配慮が行われているものと考えてございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 今値上げを中止する検討をしたのかということでお尋ねしましたけども、今の御答弁だと近隣のほとんどの市が少なくとも検討している中で、当市ではそうした検討もしなかったというふうな理解をいたしました。

やはり少なくとも今年については中止をするべきじゃないかということで、これは本当にそう思うんですけど、その点についての御認識を伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 繰り返しとなりますが、国民健康保険は一定基準以下の所得の世帯に対しまして7割、5割、2割の均等割軽減が制度上ございます。また、コロナ禍の影響によりまして収入が一定程度減少する見込みの世帯に対しましては、市独自の保険税減免策の実施を予定してございます。

そのほか多子世帯の均等割軽減等、様々な配慮を行っておりますので、その上でコロナ禍の中におきましても国民健康保険財政健全化において必要とされる保険税を応分に御負担いただきまして、国民健康保険制度の安定的、持続可能な制度運営のための財政健全化を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員（中村庄一郎君） ありがとうございます。

今回の改定についても、運営協議会の諮問、あと答申を踏まえていると思いますけれども、それぞれのお立場の委員さんがいらっしゃる中でどのような御意見が出ているのかお伺いをしたいと思います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 1月19日の第1回運営協議会から2月2日の第2回開催にかけまして、いただきました委員からの主な意見といたしましては、初めに公益代表の委員からは積極的な基金の活用により保険税収の減少の補填を行い、改定率の上げ幅を抑制させた点、また26市の中で唯一市独自の保険税減免策を講じ、コロナ禍で収入が一定程度減少する見込みの世帯への配慮を行う点について評価をいただく意見をいただきました。

また、コロナ禍の状況というのは国民健康保険だけではなく、全ての公的医療保険者も同様でございまして、各保険者がおのおのの制度内でやりくりをしなくてはならず、現状においても国保加入者以外の方の市税が投入されている国民健康保険だけ、特別に赤字補填の繰入れを続けるべきでないとする意見をいただきました。

また、被用者等保険者代表の委員からは、国民健康保険以外の保険者の中には、前期高齢者納付金の負担が重く、準備金——これは市で言う基金的なものとして認識しておるんですけども、こちらを取り崩して事業を運営しており、近い将来に準備金が枯渇する可能性がある中で非常に厳しい財政運営を強いられていると。そういった保険者もある中で、前期高齢者交付金が多く入る国民健康保険については、他の財源に頼らず財政健全化を進めていただきたいという御意見をいただきました。

また、被保険者代表の委員からは、市独自の保険税減免につきましては、他市にない東大和市だけの施策なので積極的にPRを図るべきとの御意見をいただきました。なお会長からは、国民健康保険の広域化の目的である赤字補填の繰入れ解消を踏まえた将来的な保険税水準の統一に取り組む観点からも、国民健康保険財政の健全化は進める必要があるとのお話もいただきました。

以上でございます。

○委員（中村庄一郎君） ありがとうございます。

運営協議会、こちらのほうはそれぞれのお立場の委員さんがこういう意見が出たということをお聞きいたしました。その中で今回のあれだということでございますので、ありがとうございます。

○委員（森田博之君） 3点ほど。コロナ禍において各市における財政健全化計画の進捗状況についてですが、市はどの程度把握しているのか、他市の状況について聞かせてください。

それから2番目。今回、国民健康保険の事業運営基金から繰入れをしますけれども、金額は幾らになって、それによって基金を活用しなかった場合と比較してどれくらいの保険料軽減になるのかお聞かせ願えますでしょうか。

それから、その基金の残高は幾らになって、今後積み立てられる基金残高の見込みとその後の基金の活用はどのように考えているのか3点お聞きします。よろしくお願ひします。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 3点ほど御質疑いただきました。

1点目につきましては、公表されております各市の財政健全化計画確認いたしますと、八王子市、府中市、町田市及び当市が令和3年度に計画上予定しておる保険税の改定を行うものと認識しております。それ以外では12市がもともと令和3年度に財政健全化計画上で保険税の改定を予定していなかった自治体と認識しております。したがって、各市が定めました財政健全化計画を確認する限りでは、26市中当市を含めた16市が令和3年度において計画を予定どおり遂行しているものと認識してございます。

続きまして2点目でございます。令和3年度に基金から繰り入れる予定の額は約1億6,800万円でございます。平成31年度末に積み立てました額が約1億6,878万円でございますから、そのほとんどを取崩し令和3年度に備えることとなります。この基金からの繰入金のうち1億3,000万円を新型コロナウイルス感染症の影響による保険税収減を補填するため活用する予定でございます。令和3年度の1人当たりの保険税改定率は5.18%でございますが、これは基金による補填を見込んだ上での改定率でございます。仮に令和3年度の保険税率改定の際、この1億3,000万円を補填しなかった場合、改定率は12.32%になるものと見込んでございます。

3点目でございます。基金残高につきましては、平成31年度末の残高が約1億6,878万円のほとんどを令和3年度当初予算として取り崩す予定であり、保険税収の補填に充てる考えであることを先ほど説明させていただきました。令和3年度の残高は、令和2年度末の基金積立額分1億6,500万円程度かというふうに見込んでございます。この令和2年度末積立額分につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が期間的にも財政的にもどの程度及ぶのか見込むことが困難でございますことから、コロナ禍の影響等に応じまして将来的に活用していくものとしたと考えてございます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） それでは何点が質疑をさせていただきます。

様々、保険税抑制について取組をさせていただいておりますけれども、令和2年度における保険税率抑制に資する事業について、どのように取り組まれてきたのか伺うとともに、東大和市においては保険税率の上昇幅が経年で抑制されておりますけれども、それはどのような理由なのか。保険税率算定の場合、保険者努力支援制度があり、各種評価によって支援の多寡に影響されると考えるが、具体的な手法に即して東大和市はどのような取組を行ってきたのか。その評価はどのようなものであるのかお伺いしたいと思います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 保険税率の抑制に資する主な取組といたしまして、初めに収納率の向上がございます。収納率の向上につきましては、納税部門の窓口業務委託によります収納率向上が効果として現れており、また市民の皆様にはコロナ禍の中で外出を控え、接触の機会を減らせることから原則的な口座振替による納付をお願いしております。

また、収納率の向上が一定の基準を上回るようであれば交付金等が得られることにもなります。令和2年度につきましては、平成30年度、31年度の収納率向上が評価されたことによりまして、約6,000万円の交付金等が交付され、保険税率の抑制にも活用されるものとなります。

次に、糖尿病等重症化予防などによる保健事業やジェネリック医薬品の促進事業等の医療費の適正化に資する取組につきましても積極的に進めておりまして、このジェネリック医薬品の促進につきましては、これまで保険者としてジェネリック医薬品の使用促進を積極的に進めてきた結果、令和2年3月における使用割合が東京都内の市及び区の中で当市が1位となるなど、市が行ってきた保健事業につきまして一定の効果が現れているところとなります。

こうした成果によりまして、医療費適正化が図られ、市の医療費水準の抑制に一定の効果が現れるようであれば、東京都に納めます国民健康保険事業費納付金の抑制にもなりますことから、保険税率の抑制につながるものと考えてございます。

保健事業につきましても、一定の成果を上げれば様々な交付金が見られることとなり、令和2年度におけます一例といたしましては、糖尿病等重症化予防事業や特定健診の受診勧奨事業における保健事業に対しまして申請できる交付金がございます。こちらで約1,300万円が交付されることとなります。

このような市の継続的な取組によりまして、経年的な保険税率の抑制につながっているものと考えております。保険者努力支援制度につきましても、糖尿病等重症化予防事業やジェネリック医薬品の促進事業、収納率の向上に加えまして、赤字補填繰入れの解消に係る取組につきましても高い配点となっており、確実に加点を得ておりました。こうした積み重ねによりまして、令和3年度の獲得点数が東京都内市区において1位の見込みという結果につながっているものと考えてございます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） これまでの取組が成果として現れているということで認識をさせていただきました。

続きまして、先ほど市独自の減免ということで当市は唯一ということでしたけれども、今回の保険税率改定に際して基金の活用によって抑制を図っておりますけれども、基金を取り崩さない場合と比較すると率や額においてどのような違いが生じるのかお伺いしたいと思います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 令和3年度におきまして、コロナ禍の影響によりまして保険税収減の補填のために1億3,000万円基金を取り崩して活用する予定でございます。令和3年度1人当たりの保険税改定率は5.18%でございますが、基金による補填を見込んだ上での改定率でございますので、仮に令和3年度の保険税率改定の際にこの1億3,000万円を補填しなかった場合には改定率が12.32%になるものと見込んでございます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

続きまして、糖尿病の重症化に対してのレセプトデータを活用した保健指導の取組として、先ほども効果が上がっているということでしたけれども、このレセプトデータを糖尿病以外の保健指導にどのように活用され、どのような効果を上げているのかお伺いをしたいと思います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） レセプトデータを活用いたしましたその他の保健指導といたしましては、頻回受診、重複受診等が認められる方の受診行動適正化に係る保健師等の訪問事業がございます。平成31年当時の実績となりますが、10人の受診行動に改善が見られまして、約97万円の効果があったものと捉えてございます。

また、平成31年度から開始いたしました低栄養防止等フレイル対策事業につきましても、令和2年度には5

人の方が栄養指導を利用されておりまして、フレイル予防にもなっているかと考えてございます。このどちらの事業につきましても、令和2年度の特別交付金として申請したところ、両事業合わせて約200万円の交付が見込まれて、保険税率の抑制の一助になっておるものと考えてございます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） 最後に、仮に保険税率を改正しなかった場合、どのような影響が想定されるのかお伺いをしたいと思います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 保険税率を改定せず現行の保険税率によりまして保険税収を積算した場合、令和3年度の当初予算では約2億5,000万円の不足が見込まれます。この不足額を補填するために一般会計から赤字補填分を繰入れすることとなりますが、この一般財源には国民健康保険に加入されていない市民の方の市税が含まれております。

国民健康保険を含む社会保険は、原則として公費と本人負担で賄う仕組みでございまして、そこに他の方が支払う税が充てられることは好ましいことではございません。さらには財政健全化計画どおりの赤字補填繰入れの解消を行わないことで、保険者努力支援制度の交付金、先ほど申し上げましたこの交付金が減額されることにもなります。また、本来保険税を財源として充てるべきところを他の財源によることは、国民健康保険制度におけます給付と負担が不明確となりますことから、国民健康保険財政の健全化に資するものとはならず、ひいては国民健康保険の安定的持続可能な運営につながらないものと考えてございます。

以上でございます。

○委員（大川 元君） 1点だけ。値上げするとかしないとかいう議論よりも、私は個性がすごい重要だと思い、先ほど課長のほうがジェネリック医薬品とか言われましたけれども、ジェネリック医薬品がやっぱり廉価な分、私のほうに患者さんから舌の上で溶けにくいと。私は持病があって唾液が出にくいから、できればジェネリックじゃなくてきちんとした医薬品を使いたいとか、そういった要望がもし市に寄せられたときに、言ってしまえば医療機関がジェネリック医薬品にしましようといったとしても、市民の要望に対してきちんと適切に答えていくであったりとか、今コロナで打撃を受けている自営業の方とかにきちんと寄り添って、無理なく払っていただくとかという姿勢が必要だと思うんですけど、その点についてはどのような考えですか。

○保険年金課長（岩野秀夫君） ジェネリック医薬品の促進につきましても言えるんですけども、基本的にはそういう利用につきましては被保険者の方と薬剤師、または医師の方との相談の上で利用につながっているものと考えてございます。

東大和市につきましては、市の医師会ですとか、薬剤師会、歯科医師会、様々な医師会の皆様との連携によりまして医療費の適正化について積極的に取組を進められているものと考えてございます。そういった医療費の適正化に資するところにつきましても、将来的な保険税の抑制につながるものというところになりますので、そういったところで市としての取組を続けていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○市民部長（村上敏彰君） 2点目のお支払いが困難な方ということに対応でございますけれども、お支払いが困難な方には税の取組といたしまして徴収猶予とか換価の猶予という緩和策がございます。さらにはもっと厳しい場合は執行停止という、お支払いをいただかなくてもいいという、そういう仕組みもございますので、こちらにつきましては納税課のほうで主に担当してございますが、丁寧な御説明、御相談をさせていただきますように対応させていただいている、このように考えてございます。

以上です。

○委員（大川 元君） 市民の方に個別にケース・バイ・ケースで臨機応援に対応していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員（上林真佐恵君） ちょっと今御答弁を聞いていて1点だけ確認をしたいんですけども、一般会計からの繰入れとなった場合に、利用していない方の税金を使うのは好ましくないというような、そういう御答弁だったんですけども、国民健康保険の制度は社会保障であると思いますし、同じ社会保障で例えば保育園なんか使っていない方もいますけれども、そういう税金を投入されているわけで、それが私は社会保障だというふうに思うんですが、保育園なんか一生使わない人もいますけど、国保は誰もが一度は使うという可能性が高いという中で、何で国保は好ましくなくて、今保育園を例に挙げましたけど、ほかにもそういう社会保障に税金投入されているという中で、なぜ国保だけ好ましくないというふうになるのか、その認識だけ伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 国民健康保険もそうなんですが、社会保険につきまして全て保険の制度を取り入れて、その仕組みを活用した制度となっております。保険の仕組みを取り入れてございますので、原則としてやはり公費と本人負担で賄う仕組みとなっておりますことから、そこにやはり他の方の支払う税が充てられることは好ましいことではないというふうに認識してございます。

以上でございます。

○委員長（実川圭子君） 質疑を終了して御異議ございませんか……ただいま本件について、尾崎利一議員から発言の申出がございます。

お諮りいたします。

本件について尾崎利一議員の発言を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

尾崎利一議員の発言を許可いたします。

○委員外議員（尾崎利一君） 先ほどの御答弁で、今回改定を行った場合の影響額2億5,000万と私聞いたんですけども、これちょっと間違いじゃないのか。9,000万円弱だと思うんですけども、そのことを一つ確認したいのと、それから値上げしなかった場合に、いろんな影響があるという答弁ありましたけども、他の委員への御答弁で、今年度末の国保の運営基金の残高が3億3,000万円ぐらいになるということが分かっています。今1億6,700万円の取崩し予定ですけども、これを2億5,000万円取り崩せば、一般会計からの繰入れを減らすことなく国民健康保険税を値上げしないで済むということは明らかだと思うんですね。

先ほどからお話ありますけれども、コロナで大変な暮らしになっているという状況のときに、この運営基金をこういうときこそ取り崩して値上げをしないという決断をすることこそ求められていると思うんですけども、なぜそういう検討しなかったのか、改めて伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 先ほどお答えさせていただいた内容につきましては、令和3年度に保険税率改定をしなかった場合に不足額2億5,000万円見込まれるというふうなお答えをさせていただきました。保険税率令和3年度改定させていただいた場合には、この2億5,000万円、財政健全化計画上、令和5年度までに赤字補填繰入れを解消するという観点から、この2億5,000万円の3分の1程度となります約8,400万円の赤字繰入れが解消するというふうな計算となっております。その改定率が5.18%というふうなものというふうに考えてございます。

基金についてのお話を御質疑いただいております。先ほどの答弁と繰り返しになってしまうんですけれども、令和2年度末積立額分につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が今後期間的や財政的にどの程度及ぶことが困難でございますから、今後のコロナ禍の影響等に応じて将来的に活用していくものになりたいというふうを考えてございます。

また、値上げを検討しなかったという御質疑に関しましても同じような答えになってしまうんですけれども、私どもといたしましては令和5年度までに赤字補填繰入れを解消する、この財政健全化計画を推進していくことが市民の皆様にとりまして負担の影響が最も少ないものというふうに考えているところでございます。

その中でコロナ禍の中で影響が生じるような方につきましては、そのコロナ禍の影響をどのように負担軽減していくかという観点で税改定の検討を進めたところでございます。そのために26市で現状唯一と予定しております基金を活用した市の独自減免等々、様々な配慮を行っているところでございます。

以上でございます。

○委員外議員（尾崎利一君） コロナで今後どうなるか分からないから1億6,800万円ぐらいの基金は残しておくんだということですが、実際にはコロナの影響で今年度医療給付費は減っているわけですよね。だからコロナの影響ということを考えると、医療給付費が減るという可能性があるということです。増えるということではなく減るという可能性があるんだということなわけですよね。

いずれにしても将来のことは分かりません。誰も保証できないわけですが、現行、先ほどの答弁でも26市のうち4市しか値上げしない。10市は値上げする計画であったのを取りやめたということなわけですが、そういう状況の中で赤字繰り出しも減らさずに済む、基金だけ取り崩せば値上げは避けられるということは明らかなのに、その検討すらしないという、その市の市民の暮らしに対する大本の考え方を伺いたいと言っているわけです。

○市民部長（村上敏彰君） 課長の答弁にもございましたように、市では財政健全化計画、6年間で赤字繰入れを解消することが市民の方の御負担が一番、最も影響が少ないというふうに考えてございまして、6年間の財政健全化計画を立てているものでございます。こちらの計画を遂行することが負担が一番少ないということですので、まずはこちらの計画を着実に実行していくと。それでコロナ禍で影響を受けた方に対しては、基金を取り崩した中で一定程度の減免の仕組み等を取り入れた形で対応してまいりたいと、このように考えてございます。

以上です。

○委員長（実川圭子君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（実川圭子君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（上林真佐恵君） 第16号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論

いたします。

東大和市は国民健康保険特別会計に対する一般会計からの繰入れを6年間かけて解消する計画を進めており、来年度はその4年目に当たります。加入者にとってみれば6年間連続で毎年値上げが行われる計画であり、ただでさえ高額だった国保税が毎年値上げされることにより年金生活者や非正規雇用の方々など、所得の低い方が多くを占める国保加入者は、高過ぎる国保税が払い切れない、通院を抑制せざるを得ないなど、医療を受ける権利を侵害される実例が後を絶ちません。

政府も東大和市も国保加入者はサラリーマンなどの加入する他の医療保険制度に比べても、所得が低いにもかかわらず、所得に対する保険税が極めて高いということを認めています。それでいながら、この社会的不公正をさらに拡大する値上げを行うことに党市議団は一貫して反対をしてきました。さらにいまだ収束の見通しが立たないコロナ危機の下で特に深刻な影響を受けているのが自営業者やフリーランス、コロナ不況で真っ先に首を切られた非正規雇用者など、国保加入者の方々です。緊急事態宣言もさらに延長される見通しであることが報じられる中、市には市民の命と健康、暮らしを守る抜くためのあらゆる手段を講じる責任があると考えます。

近隣他市を見ても東大和市を除くほとんどの自治体で来年度の値上げが中止されています。国から求められている一般会計からの赤字繰入れ解消の計画を先延ばししてでも、市民の命と健康、そして暮らしを守る重要な決断だと考えます。

現下のコロナ危機は6年連続値上げの計画を策定した当時には想定していなかった事態であり、想定外の深刻な状況下にある中、市民の命と暮らし、健康、暮らしを守り抜くという自治体の基本的役割を果たすため、少なくとも来年度の値上げについては中止し、引下げをすることを強く求め、反対討論といたします。

以上です。

○委員長（実川圭子君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第16号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（実川圭子君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○委員長（実川圭子君） これをもって令和3年第2回東大和市議会厚生文教委員会を散会いたします。

午後 0時16分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 実 川 圭 子